

市谷議員 要望項目一覧

令和3年度11月補正分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>【新型コロナ対策－感染第6波への備えと、経済・社会活動の再開のために】</p> <p>(1) ワクチン接種と大規模検査</p> <p>① ワクチン接種後の「ブレイクスルー感染」が起きている。感染抑止のため、追加接種も含めたワクチン接種を安全に進めるとともに、鳥取県型積極的疫学調査に加えて、「いつでも・だれでも・無料」の大規模PCR検査を実施すること。</p>	<p>新型コロナワクチン接種については、10月末時点で接種対象者の8割以上が2回目接種を完了しており、更なる接種の促進を図っているところであるが、追加接種（3回目接種）についても、県、市町村、関係団体が引き続き連携・協力して円滑な実施に向けて取り組んでいく。</p> <p>無料のPCR検査の実施については、国の動向を注視する。 検査費用の補助については、考えていない。</p>
<p>② 感染拡大しやすい職場、学校、保育所、幼稚園、家庭などでの自主検査を大規模かつ無料で行えるよう補助すること。</p> <p>③ 受験生への検査費用を補助すること。</p>	
<p>④ インフルエンザの流行が懸念されている。インフルエンザワクチンとコロナワクチンの双方について、県民にわかりやすく接種勧奨し、コロナ同様にインフルエンザワクチンも高齢者や子どもは無料化し、接種が進むようにすること。</p>	<p>インフルエンザワクチンの接種に関する情報については、新聞広告や県ホームページにより行い、コロナワクチンと同様に県民へわかりやすく説明し、接種についてご検討いただくよう提示しているところである。</p> <p>なお、接種費用は予防接種法に基づき、接種主体である市町村が判断されるべきと考えている。</p>
<p>(2) 医療・保健所体制の強化</p> <p>① コロナ病床を拡充し、臨時の医療施設も確保すること。また宿泊療養施設や在宅療養の場合の対面診療や訪問看護の体制を確保すること。</p>	<p>次の感染再拡大に備えるため、コロナ対応病床のさらなる拡充、宿泊療養施設の一部を臨時の医療施設として開設することについて、関係者との協議を進めている。</p> <p>宿泊療養及び在宅療養については、医師会・看護協会・薬剤師会と連携し、宿泊療養者や在宅療養者に医療用医薬品を処方する体制を整備したほか、在宅等における対面診療の体制整備を行っていくため、鳥取大学医学部附属病院や地区医師会の医師等をメンバーとする推進チームを立ち上げ、対面診療を行う上での具体的な課題についての検討や研修会を行っていく。</p> <p>【11月補正】 【新型コロナ第6波対策】 新型コロナウイルス感染症医療環境整備等事業 2,364,562千円 【新型コロナ第6波対策】 臨時の医療施設運営事業 207,158千円 【新型コロナ第6波対策】 新型コロナ小児検査体制・後遺症医療体制等強化事業 7,504千円</p>
<p>② コロナ対応の医療機関の職員全員に慰労金を支給すること。現在の国の制度は、コロナ対応した医療従事者しか対象としていない。コロナ対応は病院内の職員全体の支えで成り立っているのもあって、職員全員に慰労金がいきわたる制度でないと思えない。</p>	<p>国制度の慰労金支給事業は、昨年度で終了している。現在は、国直接執行補助の「新型コロナ患者入院受入医療機関緊急支援事業」の中で、新型コロナ対応を行う医療従事者の処遇改善・確保を行う経費が対象となっているが、国が直接医療機関を支援する制度であり、必要な制度改正については国において検討されるものと考えている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
③コロナで失われた医療機関の減収は穴が開いたままである。減収補填やコロナ融資の返済免除を国に求めると同時に、県としても医療機関に対する応援金を支給すること。	外来の受診控えなどにより経営が厳しくなっている医療機関等に対し、医療提供体制の維持・強化のための支援を行うよう全国知事会で要望しているほか、診療報酬の引上げや緊急包括支援交付金等による財政措置など、経営に支障を来たすことのないよう特段の支援について県独自でも国に要望しているところである。
④保健所の保健師や医師、また職員の定数をさらに増やすこと。	保健所の定数については、令和3年4月に、総合事務所を再編し「保健所」を総合事務所内局として設置した上で、職員を16名増員した。 その上で、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に設置した「クラスター対策チーム」が42名体制（全員が兼務）により保健所内でクラスター対策にあたっているほか、県退職保健師や市町村保健師の受入、県庁や総合事務所による業務応援等により機動的に対応している。 このように増員や業務応援等により休日も含めて対応できる体制としており、今後も業務の状況に応じて機動的な体制を確保していく。
(3) 暮らしと営業への補償と支援 ①コロナの影響で家計収入が減少している。中間層も含め1人10万円の「暮らし応援給付金（仮称）」を支給するよう国に求め、県独自にも生活困窮者への応援金を支給すること。生活福祉資金の返済免除の対象を拡大（給付への切替）するよう国に求めること。	現在、政府において検討しているところであり、国に対する制度創設の要望や県独自の制度創設は考えていない。 また、生活福祉資金の特例貸付に係る返済免除の要件緩和については、全国知事会のほか県独自でも国に対して要望しているところである。
②中小企業、個人事業主、フリーランスへの持続化給付金・家賃支援給付金の再支給を国に求め、客入りや収入が回復していない業者に対し、コロナの影響が収まるまで県独自の応援金を支給すること。コロナ対応事業者資金の返済を軽減・免除する仕組みをつくること。	持続化給付金及び家賃支援給付金について、再度の支給を行うとともに企業規模に応じた支給額の引き上げを行うよう、全国知事会を通じて継続的に国に強く求めている。 また、現在、売上減少額に応じた支援を行う第6弾の県応援金「コロナ禍緊急応援金」に加え、県と市町村が協調した事業者支援対策として12市町村で給付的支援措置など推進中である。 なお、無利子・無保証料融資（コロナ対策資金）の返済を軽減・免除する仕組みの導入については考えていない。
③大学生等への緊急給付金の継続的な実施を国に求めること。休学や卒業延期した学生に学費支援すること。県内の学生に食糧支援し学生生活を支えること。	今後、国において、新型コロナウイルス対策として学生などへの経済的支援が検討される見込みであること、また、各大学においても、それぞれの状況を踏まえながら学生アルバイト紹介などの学生支援が行われていることから、大学生等への緊急給付金の継続支給を国に求めることや県独自の学費等支援を行うことは考えていない。
【燃油高騰から暮らしと営業を守るために】 (1) あらゆる業種に対する燃油高騰対策を検討すること。特に、運輸、漁業など燃油を大量に必要とする業種には、資金や従来の制度での対応だけでなく、臨時の直接支援も検討すること。	長期化するコロナ禍に加え、県内外における燃油価格が7年ぶりの水準まで高騰するなど多くの県内事業者に経営上の影響が及んでいることから、国の経済対策も踏まえ、燃油高騰対策について検討している。
(2) 生活困窮世帯に対する福祉灯油制度を創設・発動すること。	国の経済対策も踏まえ、燃油高騰対策について検討している。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【弱肉強食の新自由主義を終わらせ、命と暮らしを大切に政治への転換を】</p> <p>(1) 医療、介護、保育、障がい者福祉等、ケアをささえる政治に</p> <p>①医療・公衆衛生の再生・強化を</p> <p>(ア) 病床削減につながる公的・公立病院の統廃合計画や「地域医療構想」の撤廃を求めること。</p>	<p>地域医療構想は、2025年に向けて、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築するものであり、医療機関の病床削減や統廃合を進めるものではないことから、国に対して、地域医療構想の撤廃を求めることは考えていない。なお、地域医療構想の実現など地域医療の確保に向けた取組推進に当たっては、新型コロナへの対応において、公立・公的病院の存在と役割の重要性が再確認されており、見直しを性急に進めるべきではないことから、拙速な期限設定を行うことなく、地方とも丁寧に協議しながら、慎重に検討を進めるとともに、地域の実情に即した柔軟な取扱いをするよう国に対して強く要望している。</p>
<p>(イ) ICU病床や急性期病床への支援や診療報酬の充実を求めること。</p>	<p>現在、中央社会保険医療協議会総会では、令和4年度の診療報酬改定に向けた議論が始まったところであり、次期診療報酬改定に際しては、従前の課題（医師の働き方改革など）に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた制度設計を行う必要があることから、国において地域の医療提供体制をしっかりと支えることができる診療報酬にさせていただくよう全国知事会等を通じて強く要望している。</p>
<p>(ウ) 医師と看護師、特に病院・診療所に勤務する者の増員計画をもつこと。</p>	<p>医師については、地域間での医師偏在の解消により地域の医療提供体制を確保する観点から、「医師確保計画」を作成し、同計画に基づき医師確保に向けた取組を推進している。</p> <p>また、看護師については、国の推計基本方針に基づき、2025年における看護職員の需給推計を行っているが、引き続き看護師の確保が必要な結果となっており、今後も、県内の医療機関等において事業が継続できるよう、看護師確保対策を行っていく。</p>
<p>(エ) 県衛生環境研究所の職員と予算を増やすこと。</p>	<p>衛生環境研究所の体制については、新型コロナウイルス感染症のPCR検査が急増した令和2年度以降、公衆衛生の研究・検査を所管する「保健衛生室」の体制を拡充し、衛生技師22名（専任8名、所内応援5名、兼務9名）により、休日等も含めて対応でき、非常時にもバックアップできる体制を確保しており、今後も現体制を維持していく。</p> <p>予算に関しては、検査機器の整備など、必要に応じて予算を確保しており、今後も検査体制に支障が生じないように維持していく。</p>
<p>②ケア労働者の待遇改善、社会保障の拡充を</p> <p>(ア) 介護や障がい者支援にあたる職員の処遇が悪く、県内専門学校でも定員割れが起きている。利用者負担増につながる介護報酬・自立支援給付費とは別枠で、賃金アップできる支援策の充実を国に求めること。</p>	<p>介護等、福祉の現場で働いている方々の収入増対策については、新たに政府が設置する「公的価格評価検討委員会」において、今後、公的価格のあり方を抜本的に見直していくこととされており、議論の動向を注視していく。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>(イ) 県内保育士養成学校でも定員割れが起き、保育士不足に拍車をかけている。主任級など一部の保育士だけでなく全員の賃金を底上げするための手立てをとること。4・5歳児の 保育士配置基準を30：1から20：1に改善すること。</p>	<p>保育士のさらなる処遇改善については、国の経済対策に盛り込まれる予定であり、この動きを注視していくとともに、加算率の引き上げなど引き続き国へ要望する。</p> <p>なお、勤続年数に応じた加算は全施設、技能経験に応じた加算は9割強の施設が導入し、給与改善を図っている。また、公立施設の保育士の処遇改善は、各市町村において実施されている。（処遇改善加算を含めた運営費全体が地方交付税措置されている。）</p> <p>4、5歳児加配については、子ども子育て支援新制度において質の向上の検討項目となっており、引き続き、国に要望する。</p> <p>なお、県単独での加配制度については、現時点で実施主体である市町村の合意が得られていないことから、実施する予定はない。</p>
<p>(ウ) 後期高齢者医療の窓口負担を1割から2割に引き上げることをやめるよう国に求めること。</p>	<p>後期高齢者医療制度の窓口負担の見直しは、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築する観点から検討・決定されたものであり、国に対して中止を求めることは考えていない。</p>
<p>(エ) 18歳までの子どもの医療費の完全無料化を検討すること。</p>	<p>小児特別医療費助成について、一部負担金をなくし無料化を実施した場合、県及び市町村において相当な財政負担が生じるため実施は困難である。</p>
<p>(オ) 来年度の国民健康保険料の検討時期となっている。保険料軽減のための県独自の軽減策を検討すること。特に子どもの均等割は廃止（相当分を県が支援）すること。国保の労働者及び自営業者への恒久的な「傷病手当」制度を創設すること。</p>	<p>国民健康保険料の軽減については、県として既に応分の財政負担をしており、県独自の新たな財政負担による引き下げは考えていない。</p> <p>子どもの均等割の減額措置については、法改正により令和4年4月1日から未就学児に係る国民健康保険料（税）の均等割額の5割を減免する措置が実施されることから、県も応分の財政負担を行うことになるため、県独自の新たな財政負担等による支援は考えていないが、均等割の軽減の対象範囲及び軽減割合の拡充については、本年7月に国に対して要望しているところであり、引き続き機会を捉えて国に対して要望していく。</p> <p>国民健康保険の傷病手当については、権限を有する市町村が保険財政状況等を踏まえ、それぞれの判断で実施されるものであり、県独自の新たな制度を創設することは考えていない。</p>
<p>(カ) 生活保護の「扶養照会」や「車所有禁止」の撤廃を求めること。</p>	<p>生活保護における扶養に関する調査は、扶養の可能性が期待できる親族等に対して、金銭的援助だけでなく、精神的支援についても確認するものである。</p> <p>また、生活保護に係る自動車の取扱いについては、国の基準により原則保有できないこととされているが、一定の要件のもとでの保有や使用が認められているため、いずれも、撤廃まで求めることは考えていない。</p>
<p>(2) 安定した雇用のために ①最低賃金を中小企業への支援とセットで時給1500円に引き上げるよう求めること。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②シフト労働者は、コロナによる「休業扱い」とならず、シフトが減らされ生活苦となっている。シフト労働者に対する休業補償制度の創設を求めること。</p>	<p>事業者から休業手当を受け取れない労働者に対して国が賃金の8割を直接給付する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」は、シフト制等の労働者も対象とされており、国と連携して同制度の普及啓発を行っていく。 なお、同制度は中小企業の労働者のみを対象としていたが、本年2月、大企業のシフト労働者が対象に拡充されている。</p>
<p>(3) お金の心配なく学び、子育てできる社会に ①大学・短大・専門学校の学費を半額にし、給付奨学金の対象拡大、入学金制度の廃止を国に求めること。県独自の給付奨学金制度を創設すること。</p>	<p>大学等における授業料や入学金の設定、減免等については、財源や学生の確保を含め、予算や運営を総合的に考慮され、自らの責任において各学校が判断されるものであり、大学等の学費を半額にすることなどを国に求めることは考えていない。 大学生等に対しては、国において給付型奨学金制度の拡充や授業料減免制度が創設され令和2年度からスタートしている。 また、本県では地元企業に就職した学生が借りた奨学金の返済を減免する「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度」を設けて制度の拡充等を図ってきているところであり、現時点で給付型の奨学金制度を設けることは考えていない。</p>
<p>②少子化対策や移住定住対策として学校給食無償化に取り組む県内自治体が増えている。県としても無償化を支援すること。</p>	<p>小中学校の給食費（食材費）の徴収については、学校給食法の規定に基づき、保護者が負担するというルールを前提として、学校の設置者である市町村教育委員会において決定されている。 給食費の無償化については、学校給食を実施している各市町村が、それぞれの地域の実情に応じて判断すべきものであり、県として無償化を支援することは考えていない。</p>
<p>(4) 中小企業、農林水産業の支援で、地域経済の立て直しを ①消費税5%への減税と、圧倒的な業者を商売の取引から排除するインボイス制度の中止を国に求めること。またコロナ禍で納税困難になっている事業者消費税を減免すること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、増嵩する社会保障費の財源を安定的に確保することは、避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。 また、複数税率の制度下における適正な税務経理、申告を行う上でインボイスは必要不可欠なものであり、制度の中止又は延期を求める考えはない。なお、インボイス制度導入において事業者の混乱を招かないよう、丁寧な周知・広報を行うよう、知事会等を通じて国に要望している。 税の減免措置は、租税債権を放棄し消滅させる行政処分であることから、要件の設定適用は慎重に検討すべきであり、また線引きによりかえって不公平が生じる恐れもあることから、まずは給付で対応するのが望ましく、国において租税や給付等の制度全体の制度設計の中で検討されるべき問題と考える。なお、納税が困難な者への猶予については、納税者の実情に応じて猶予制度等の徴収緩和措置の適用が可能であり、柔軟かつ適切な対応がとられることとなっている。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>②米価大暴落に対し、政府による備蓄米の緊急買い上げと差額補填・価格の下支えを国に求め、県としても米価応援金を支給すること。</p>	<p>米価の安定に向けた需給調整は、国の基本的な責務とされていることから、11月中旬に、水田農業の経営安定化等への支援について国に要望を行う予定である。</p> <p>国の農業経営のセーフティネット制度として、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）や収入保険制度がある中で、県はさらに、米価の下落により資金繰りに影響が生じる生産者の経営継続支援として、JAグループが創設した運転資金への利子補給をJAグループと協調して実施している。</p>
<p>(5) 災害対策の強化を</p> <p>①熱海市の盛土崩落事故を受け、鳥取県で「盛土条例」が準備され、メガソーラーや大規模・大型風力発電設備も規制対象に加えられる予定であり、必要なことである。現在、県内で計画中の大規模風力発電計画についても条例の規制対象に加えること。</p>	<p>熱海市で発生した土砂災害を受け、盛土等に係る斜面の安全確保を目的に一定規模以上の盛土、切土及び斜面地の工作物設置を規制する新たな条例を11月定例県議会に提案することとしている。条例は、令和4年5月施行を予定しており、施行日以後に斜面地で工事に着手する風力発電施設は、条例の規制対象になると考えている。</p>
<p>②避難所やコロナの分散授業の場となる学校体育館や特別教室にも、エアコン・冷暖房設備、Wi-Fi設備を設置すること。</p>	<p>県立学校の特別教室のエアコン等の設置については、利用状況を踏まえ優先度の高いものから設置しているところである。体育館については、特別支援学校の体育館のみエアコンを整備し、高等学校については昨年度、新型コロナウイルス感染予防対策の一環として、大型サーキュレーターを設置した。</p> <p>建物が避難所に指定されている県立学校の体育館については、災害時の通信手段を確保するため、Wi-Fi設備を整備済である。</p>
<p>(6) 放課後児童クラブについて</p> <p>①「鳥取県版放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」が策定されているが、以下改善を求める。</p> <p>(ア)「体調不良児が休養できる部屋・スペースを準備すること」や、「感染流行時期は児童間を1メートル以上確保」となっているが、施設が狭くてできない。実態調査し、休養スペースが確保できるよう支援すること。</p>	<p>9～10月に市町村を通じて放課後児童クラブにおける感染対策の実態を把握する調査を実施した結果、休養スペースの確保について、別室やパーテーション等で区切る等により感染対策を行っており、全施設において「改善済」又は「改善予定」との回答であった。県では、各施設において実態に応じて工夫しながら、概ね対策を講じられているという認識であり、今後も市町村と連携し、感染対策の徹底を図っていく。</p>
<p>(イ) もともと専用施設がないクラブもある。専用施設の確保と拡張、学校施設などを活用し、分散できるようにすること。</p>	<p>本年8月の放課後児童クラブでのクラスター発生を受け、学校と連携した学校施設(教室、体育館、校庭等)等の活用等により、「3密」を回避するようあらためて、市町村へ通知した。また、9～10月には、各施設による自己点検及び市町村によるフォローアップ等により感染対策の徹底を図ったほか、11月からは専門家による現地指導を行っており、引き続き市町村と連携し、感染対策の徹底を図っていく。</p>
<p>(ウ)「体調不良の場合には、支援員は出勤しないこと」となっているが、代わりの人がいない。代替員の配置ができるよう支援すること。</p>	<p>支援員の人件費を含む放課後児童クラブの運営費については、「子ども・子育て支援交付金」で措置を行っているところである。代替の支援員が配置された場合の人件費については、新型コロナ感染症対策支援事業において補助することが可能であるため、必要に応じて市町村へ活用を働きかけていく。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>(エ) 支援員に対する慰労金が、県段階では山形県（1人5万円）、福井県（1人5万円）、愛知県（10万円）、島根県（1人5万円）、山口県（1人5万円）で支給されている。支援員は、子どもとの接触が避けられず、また開設時間内にも消毒などの新たな仕事も加わり、過重労働となっている。子どもの安全に責任を負う支援員に対し、鳥取県でも慰労金を支給すること。</p>	<p>放課後児童クラブは、社会を支える基盤として、日々、子どもたちや自身の感染防止に努めながら継続してサービスを提供してきていることから、慰労金の対象に支援員を含めるよう、6月11日に全国知事会から国に要請した。 慰労金は全国一律に対応すべきものであると考えるため、引き続き、知事会等と連携して国に働きかけていく。</p>
<p>(オ) 「ガイドライン」が実施されているか行政がチェックしているが、できない項目も多く、厳しくチェックするだけではなく、実施可能な内容に改善し、実施できるように財政的な支援もすること。</p>	<p>当該ガイドラインは、子どもたちの命を守るため、放課後児童クラブにおける感染拡大予防を目的に作成したものである。クラブの運営主体である市町村においては、ガイドラインを参考にクラブへの感染対策の指導・助言を行うほか、新型コロナウイルス感染症対策支援事業を活用し、感染対策に必要な備品や消耗品等の購入支援も行っており、県として財政的な支援は考えていない。</p>
<p>(カ) コロナ対応でタブレットを使ったオンライン授業や分散授業となっても、クラブにはWi-Fiがなく授業を受けることができない。クラブにもWi-Fiを整備すること。</p>	<p>国のGIGAスクール構想で市町村に地方交付税措置され、事業の実施主体である市町村において整備されるものであり、県として整備は考えていない。</p>
<p>②専用施設の確保について (ア) 鳥取市の美保南小学校「あおぞら第三児童クラブ」は、家庭科室を使っているため、高学年の6校時の授業が終わってからでないと使えず、ロッカーや備品も置けず大変不便である。小学校の敷地内に専用施設の建設を要望しているが、鳥取市が同意しないため、せっかくの国の待機児童解消地域の設備補助の嵩上げ制度も使えない。鳥取市に専用施設をつくるよう助言すること。</p>	<p>放課後児童クラブの実施にあたっては、国は「新・放課後子ども総合プラン」において、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や特別教室等の徹底的な活用を促進するよう示されており、専用施設の設置については、鳥取市で判断されるものである。 なお、「あおぞら第三児童クラブ（美保南小学校）」のロッカーや備品の設置等については、検討中と鳥取市に確認した。</p>
<p>(イ) 鳥取市江山学園は小中一貫校となり、今クラブは小学校の空き教室を使っているが、今後は新築中の共用施設を使うことになる。共用なので、子どものロッカーも備品も置けず、水道もトイレもないので、感染対策もできない。専用施設をつくるよう鳥取市に助言すること。</p>	<p>放課後児童クラブの実施にあたっては、国は「新・放課後子ども総合プラン」において、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や特別教室等の徹底的な活用を促進するよう示されており、専用施設の設置については、鳥取市で判断されるものである。 なお、「うさぎ児童クラブ（江山学園）」における活動は、新築の学校施設を共有することとし、専用のロッカー等も整備予定であること、水道やトイレも共有されることから、感染対策についても問題なく実施できると鳥取市に確認した。</p>
<p>(ウ) 国府東小学校の「のびっこクラブ」は、体育館の協議スペースを使っているため非常に狭く、1人当たりの面積は0.53㎡と、国の設置ガイドラインの1.65㎡を全然満たしていない。そのため子どもたちは体育館を使って過ごしているが、これから冬になり寒くなるので、せめて暖房カーペット購入を支援すること。また専用スペースを広げるため、隣接する体育館器具庫の壁を除去しようとしたが、防火壁であるためできなかった。学校の敷地内に専用施設をつくるよう鳥取市に助言すること。</p>	<p>放課後児童クラブの実施にあたっては、国は「新・放課後子ども総合プラン」において、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や特別教室等の徹底的な活用を促進するよう示されており、専用施設の設置については、鳥取市で判断されるものである。 なお、「のびっこクラブ（国府東小学校）」においては、体育館のミーティングスペース（冷暖房設備あり）を専用区画として使用するほか、体育館を活用し、面積を確保している。また、長期休暇中の利用児童増にあたっては、家庭科室も活用するように改善されていると鳥取市に確認した。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>③保育料軽減について (ア) 運営費が十分とはいええず、どうしても保育料が高くなり保護者負担が重くなってしまふ。せめて、ひとり親家庭や低所得世帯、多子世帯の保育料を軽減したいとクラブが考えても、クラブでは家庭の収入状況はわからず、実施が困難である。行政の方で、支援制度をつくり、軽減すること。</p>	<p>放課後児童クラブの運営主体は市町村であり、保育料も市町村や運営を受託した民間団体において定められていることから、保育料軽減については、当該市町村において検討されるものである。</p>
<p>④人件費・支援員の配置について (ア) 子どもの命を預かっているにも関わらず、支援員の人件費は非常に安く、多くは最低賃金ギリギリである。県が加算制度を作っているが、国の処遇改善加算を使い切らないと使えない。国の加算制度の活用は、「処遇改善事業」は鳥取市のみ、「キャリアアップ処遇改善事業」は鳥取市と智頭町だけである。市町村に国の加算制度の活用を指導するとともに、県の加算制度が優先的に使えるようにすること。</p>	<p>県の支援員の処遇改善の加算制度は、国制度の上乗せ支援であり、県では、毎年市町村説明会を通じて、国制度及び県制度の活用を働きかけており、今後も引き続き、活用いただくよう市町村へ働きかけていく。</p>
<p>(イ) 県の障がい児加算があるが、2：1ではなく、1：1にすること。また近年、障がい診断されていなくてもきめ細かな対応が求められる子どもが増えている。現在の支援員の配置基準に1名増員すること。</p>	<p>障がい児加算は、国制度の障がい児加算により児童1名の場合に支援員1名を配置でき、県制度の障がい児加算により児童2名の場合に支援員2名配置できる制度である。国制度と県制度を合わせて活用することで、児童1人に対し支援員1人の配置が可能となっている。</p> <p>また、障がい児と診断されていない児童においても、市町村が加配を必要と判断した場合に障がい児加算の対象に含めることが可能であり、制度の活用を市町村へ働きかけていく。</p> <p>なお、放課後児童クラブの支援員の配置基準は、省令（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）に基づき、事業の実施主体である市町村が定めており、基準の見直しは市町村においてなされるものである。</p>
<p>⑤設置基準ガイドラインの改善 (ア) 子どもたちが安心して豊かにすごせる環境にふさわしい基準となるよう、参酌基準となっている面積、定員、休憩室基準などは、県独自のガイドラインを設定し、改善をはかること。</p>	<p>放課後児童クラブの設置基準は、省令（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）に基づき、事業の実施主体である市町村が定めており、基準の見直しは市町村においてなされるものである。</p>
<p>(7) 子どもの尊厳を支える教育へ ①コロナ禍の子どもを支えるため、学びや個別ケア、心のケアに対応する教職員を緊急増員すること。</p>	<p>コロナ禍における教職員の人的配置については、教員業務アシスタントやスクールカウンセラー等を配置するとともに、昨年度から会計年度任用職員の勤務時間数を増やすなど、柔軟な対応を行い、教職員が子どもたちに向き合う時間の確保を図っているところであり、教職員を緊急増員することは考えていない。</p>
<p>②国が義務教育 35 人以下学級を実施することを生かし、すでに35人以下学級を実施している鳥取県ではさらに前進させ、来年度からの30人以下学級実施を決断すること。</p>	<p>本県においては、市町村の協力のもと、平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、その他の学年の35人以下学級を実施してきており、本県における今後の少人数学級のあり方については、国の予算動向を見極めつつ、今後も市町村教育委員会や校長会等、関係機関と意見交換を行いながら検討したい。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>③教員不足に拍車をかけてきた教員免許更新制度が廃止されることになった。免許無効とされてきた教員に対して免許発行のフォローをすること。</p>	<p>教員免許更新制の廃止については、現在国において検討中であり、失効済の免許状の取扱いなどが現時点では不明な状況であるが、免許状の再発行などが必要となる場合のフォローアップ等については、適切に対応していく。</p>
<p>④コロナ禍で十分な学びが保障されない中において、競争教育に拍車をかける全国一斉学力テスト（「全国学力・学習状況調査」）は中止するよう国に求め、「とっとり学力・学習状況調査」も中止をすること。また、「全国学力・学習状況調査」の結果を中心にすえた学力向上対策ではなく、日常の子どもの学びの状況から学力向上策は考えること。</p>	<p>学力向上に向けては、「データを基に自校の児童生徒の課題を明確にし、課題の改善を図るためにPDCAサイクルを確立すること」が必要であり、全国・学力学習状況調査はその効果的なツールとなり得ることから、廃止を求めることは考えていない。</p> <p>また、とっとり学力・学習状況調査は、個々の学力の伸びの把握や「自制心」「自己効力感」などの非認知能力や、児童生徒が学習に向かう態度、学習方法などの学習方略を数値化することが可能である。この結果を分析し、個に応じた指導・支援を充実させることにより、児童生徒の頑張りを認め、学習する意欲を高めていきたいと考えている。</p>
<p>【地球の未来を守る政治への転換を】</p> <p>(1) 2030年鳥取県のCO2排出削減目標を、他の先進国並みの60%にまで高めること。</p> <p>その目標達成に向けて、省エネと再エネをどの分野でどのように進めるのか、県民に分かりやすいロードマップを作成し、推進のための具体的な施策を構築すること。県内で再エネの仕事おこしと雇用拡大につながる支援策を検討すること。</p>	<p>2030年の鳥取県の温室効果ガス排出量削減目標の見直しについては、政府目標なども参考に、現在、検討しているところである。</p> <p>その具体的な推進方法については、策定済の「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を改訂し、広く県民にお知らせすることとしている。</p> <p>また、県内製造業を中心に支援機関、大学を含めて約40企業・団体に構成する「脱炭素技術研究会」を設置しており、参加企業とともに、脱炭素関連産業創出の取組を進めていく。</p>
<p>(2) 脱炭素を理由に最悪の環境破壊をもたらす原発を再稼働させてはならない。島根原発2号機の再稼働に反対すること。中国電力との安全協定は、島根県と同等のものとするよう粘り強く交渉し、その実現がないまま再稼働を了承しないこと。また現在の避難計画は、今後も訓練を重ねなければならないほど実効性に疑問がある。誰ひとり被害に遭うことがない完璧な避難計画にならない限り再稼働を了承しないこと。</p>	<p>原子力発電所の稼働については、国に対し、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧に分かりやすく説明するよう強く要望している。これらの説明を受けた後、原子力安全顧問、米子市・境港市の意見や県議会の意向を踏まえ、県議会で議論の上、県として判断を行う。</p> <p>また、本県の避難計画等を取りまとめた「島根地域の緊急時対応」については、9月7日に開催された原子力防災会議で了承され、国においても本県の避難計画は一定の実効性があると認められたものと考えている。</p> <p>本県では、県民の生命・身体・財産を守るため、島根原発の再稼働の有無に関わらず、事故を想定した防災体制を整備して、毎年の原子力防災訓練等で対応能力の向上を図るとともに、その結果を検証し、検証結果及び最新の知見に基づき、地域防災計画・避難計画を修正して、継続的に避難計画の実効性向上に努めている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【ジェンダー平等社会の実現、多様性と個性の尊厳を大切にする政治への転換を】</p> <p>(1) 厚労省の調査では、正社員でも女性の賃金は男性の7割にとどまり、生涯賃金で1億円もの格差が生まれている。男女の賃金格差をなくすため、企業に男女別平均賃金を公表させ、格差是正計画の策定と公表を義務付けること。</p>	<p>労働基準法では、労働者が女性であることを理由に、賃金について男性と差別的取扱いをすることを禁じており、賃金そのものに係る性別による差は生じていない。</p> <p>男女の賃金格差は、女性の管理職が少ない等、女性登用の遅れと表裏一体のものであり、引き続き、女性のキャリアアップ・キャリア形成支援や、女性の人材育成や就業継続に向けて取り組む企業への支援等の女性活躍施策を推進する。</p> <p>なお、女性活躍推進法により常時雇用労働者301人以上（令和4年4月からは101人以上）に策定が義務付けられている一般事業主行動計画では、男女の賃金の差異の積極的な状況把握に努めることとされているが、公表は義務付けられていない。</p>
<p>(2) 選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するよう国に求めること。</p>	<p>第5次男女共同参画基本計画において、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、更なる検討を進める」とされていることから、国において様々な観点から議論されるものと認識しており、引き続きその動向を注視していく。</p>
<p>(3) 同性婚を認める民法改正を国に求めること。鳥取県として、同性パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度を導入すること。</p>	<p>本県では、同性パートナーシップ制度という形によらず、実質的に同性パートナーの方も等しく県の行政サービスを受けられる取組を行うとともに、性的マイノリティの人権に関する啓発等に力を入れている。今後も引き続き、国における同性婚をめぐる議論の状況等を注視しつつ、当事者へのサービスの提供や支援のあり方を検討していく。</p>
<p>(4) L G B T平等法の制定を国に求めること。健康保険証やマイナンバーカード等の性別や名前の表記、学校の制服、就職活動、職場環境などで、性自認による差別がないよう、権利保障と理解促進をはかること。</p>	<p>「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正し、「性別、性的指向、性自認等あらゆる事由を理由とする差別を禁止するとともに、人権に関する問題への取組を推進し、人権が尊重される社会づくりを図る」ことを盛り込んでおり、法整備について国に求めることは考えていない。今後も国の動きを注視しつつ、重要な人権課題として、学校、企業等を対象とした様々な啓発を行っていく。</p>
<p>(5) 性暴力に対し、暴行脅迫要件の撤廃、同意要件の新設、地位関係利用型の犯罪化、公訴時効の廃止、性交同意年齢の引き上げなど、刑法性犯罪規定の改正を求めること。</p>	<p>刑法改正については、性犯罪に厳正に対処できるよう、性暴力被害の実態に即した刑法改正を令和3年4月に内閣府へ要望しており、国は性犯罪規定の見直しについて9月に法制審議会に諮問し、10月27日に初会合を開催している。</p> <p>引き続き国に対して、性犯罪の根絶に向けて刑法改正を行うよう要望していく。</p>
<p>(6) 性的な写真のアップや、誹謗中傷など、「オンライン上の暴力被害」をなくすために、通報と削除の仕組みの強化、被害者のケアの体制をつくること。</p>	<p>県の人権相談窓口において、昨年度から、県弁護士会、県警、地方法務局と連携し、インターネット上の誹謗中傷等の被害者に対して寄り添った支援を行っており、併せて、インターネット上の不適切な書き込みに対するネットモニタリングや削除依頼に取り組んでいる。</p> <p>また、被害者のケアについては、性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）において、被害者の症状等に応じ、精神科等の医療機関や臨床心理士等によるカウンセリングの調整・同行、弁護士等への法律相談の斡旋を行っており、引き続き被害者に寄り添った支援を行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(7)「生理の貧困」問題は、特に自ら言い出しにくい子どもへの対応は非常に大切である。学校のトイレに生理用品を配備し、相談体制や性教育を充実させること。</p>	<p>県立学校については、多くの学校で保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて応急的に配布する形で対応している。</p> <p>「生理の貧困」問題の解決に向けては、貧困の背景にある課題を根本的に解決する必要があることから、学校では、生徒が相談しやすい雰囲気づくりや、養護教諭・スクールカウンセラー等による相談体制の充実に努めているところであり、現時点で学校のトイレに生理用品を無償で配布することは考えていない。</p> <p>また、学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取れるようにすることを目的に実施しており、今後も児童生徒の発達段階に応じて適切に進めていく。</p>
<p>【憲法9条を生かした外交への転換を】</p> <p>(1) 自民党が、自衛隊の憲法9条への明記や、国民の私権を制限し総理に権力を集中させる緊急事態条項の新設など、「戦争する国づくり」のための「改憲4項目」実現に躍起になっている。この危険な自民党の改憲案に反対であることの意味を表明すること。</p>	<p>憲法改正については、国会議員の3分の2以上の賛成による発議に基づき国民が国民投票で決するものであり、国会の場で十分な議論をしていただいた上で、国民の幅広い議論が行われるべきものと考えており、国会での議論は注視するが、賛成又は反対の意思を示すことは考えていない。</p>
<p>(2) 唯一の戦争被爆国の日本政府として、核兵器禁止条約に署名・批准するよう求めること。</p>	<p>外交防衛については、国の専権事項であり、国において議論されるべきものである。</p>
<p>(3) 自衛隊を海外の戦争に参加させる安保関連法に反対すること。</p>	
<p>(4) 鳥取県が中止を求めているにもかかわらず、米軍の戦闘機やオスプレイの飛行や低空飛行の目撃が続いている。日本政府は米国に中止を要請しているかどうか、またその返事はどうであったのか回答すること。鳥取県の騒音測定器設置要請に対する国の回答を披歴すること。国が設置しないのなら鳥取県として設置すること。</p>	<p>米軍機の低空飛行については、本県独自に要望するほか、全国知事会、中国地方知事会を通じて政府に対し、日米安全合同委員会合意の遵守や情報の提供を求める要請を行ってきたところである。地方団体から国に対する要望活動に対して一般に文書等をもって回答があるものではないが、政府においては、折りに触れて米側に対し米安全合同委員会合意の遵守について申入れが行われているところである。</p> <p>また、外交・防衛に関する事項は国の専権事項であり、米軍機の飛行訓練等については国の責任において必要な措置が講じられるべきものであり、県として独自に騒音測定器を設置することは考えていない。</p> <p>引き続き、住民の安全・安心確保のため、騒音測定器の設置を含め、米軍機の飛行訓練等に対して国の責任において必要な措置を講ずるよう、全国知事会等とも連携しながら働きかけていく。</p>
<p>(5) 訓練ルートでないにもかかわらず、自衛隊美保基地のC2輸送機が頻回に鳥取市上空を飛んでいる。何のために飛行しているのか、また騒音がひどく、恐ろしい。訓練ルート以外での飛行訓練は止めるよう求めること。</p>	<p>航空法において自衛隊の訓練飛行を訓練空域で行うことを義務付ける旨の規定はなく、訓練空域外でも実施しうるものと理解している。</p> <p>県は、従来から、住民の安全確保のため、安全運航や安全対策に万全を期し、生活環境に支障をきたさないよう様々な場面で申し入れを行ってきている。住民生活が脅かされることがないよう、万全な安全運航について、引き続き、求めていく。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>(6) 自衛隊美保基地に配備予定の新型空中給油機KC46Aが、10月29日に展示飛行し、見学者からは、「思った以上に静か」、「C2と音はあまり変わらない」などの感想が寄せられているとのことであるが、騒音問題と同時に、大量の油を載せて飛行訓練を繰り返すことは、大惨事の事故を引き起こす危険性がある。また予定されている夜間訓練は、日中の訓練と違い、より騒音や危険性が増すことになる。このたび中国四国防衛局が県に対し配備の協議を申し入れてきているが、県が配備留保とした理由の、機体の「技術的課題」、美保基地の性格を変えないこと等への対応状況を回答すること。そして、このような危険な空中給油機の配備は反対すること。</p>	<p>KC-46Aの配備に当たっては、技術的課題の対応状況等について地元へ適宜、情報提供を行うとともに、実機による展示飛行・騒音測定を含め安全性の検証を徹底して行うよう国に求めているところである。今後、国から安全性の検証結果等の説明がされる予定であり、これらを確認し、地元の意見を聞いた上で、配備に同意するか判断することとしている。</p>